

**学修支援新制度に係る卒業の認定方針の策定・適切な実施について(概要の公表)**

本校学則・校則に則り、卒業の認定に関する方針を定め適切に実施している。

卒業判定会議、卒業認定会議を得て、卒業の認定に係る方針を定め、適切に実施している。

**学則(抜粋) …… この学則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。(届出済)**

(学習評価及び課程修了の認定)

第 15 条 各科目の学習目標の達成状況や評価の観点等を踏まえた総合的な評価を行う。

2 各課程の修了の認定は、各学科を修業年限以上在学し、次の各号に定める単位数以上を履修したものとする。

- |              |      |
|--------------|------|
| (1)調理師科      | 36単位 |
| (2)調理専門士科    | 64単位 |
| (3)製菓製パン専門士科 | 64単位 |

(卒業)

第 16 条 本校の所定の教育課程を修了した者には、学習評価のうえ卒業証書を授与する。

**校則(抜粋) …… この校則は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。**

(修了の認定)

第 13 条 校長は、学生が所定の課程を学習し、学習成績及び出席日数が、次の基準に適合する者について、修了を認定する。

2 学習成績の評価得点が履修教科等において目標を達成したと認められる者。

3 各教科の出席率が学則に定める所定授業時間数の80%以上である者。ただし、教育上必要と認められ、かつ補講・課題・実技確認等により到達度が確認された場合は、単位認定審議会の議を経て単位を認定することがある。